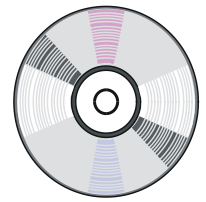


TDB REPORT

TDB業界動向 2021-II

デジタル(CD-R)版



国内 100 業界、約 200 分野の動向をコンパクトに集約した書籍「TDB 業界動向」が、デジタルデータとしてネットワーク上で閲覧可能になりました。

企画立案や法人営業の情報源として、社内教育の教材として、学生の就職活動用資料として、多方面にご活用いただいています。

【内容】

- ・業界全体の基礎知識としての「**業界の概要**」「**業界のポイント**」「**主な出来事**」
- ・市場全体のすう勢、業界環境を整理した「**動向と展望**」
- ・最新のデータで企業業績を解説した「**主要企業の業績と展望**」
- ・業界の動向を表す公的統計を掲載した「**統計データ**」
- ・「**関連法規等**」「**関連団体**」
- ・各業界の業況を 7 段階で表した「**業界天気図**」

【主な導入先】

- ・金融機関、メーカー、リース、事務機器販売、通信、IT・ソフトウェア、広告代理店、不動産、百貨店（外商部門）、コンサルティング会社
- ・その他法人営業を行っている企業全般
- ・大学・短大・専門学校の就職課

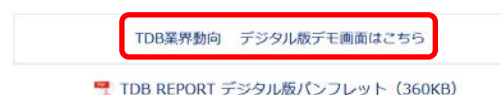
デモ画面がご覧いただけます

検索エンジンにて「TDB 業界動向デジタル版」と検索してください。
一番目に表示されるサイトの、右記の箇所をクリックしてください。

お問い合わせ先
〒107-8680 東京都港区南青山 2-5-20
株式会社帝国データバンク
データソリューション企画部
産業データ分析課
TEL：03-5775-3163

デジタル版

100業界約200分野の国内主要産業の「最新の動向と展望」を、主要企業の業績と動向、統計えたレポート集です。真の業界動向の把握や新たなビジネス展開の資料、事業計画、営業活用ください



発刊	年2回 (3月、9月)
特長	<ul style="list-style-type: none"> ●ブラウザ機能を活用して、社内のネットワーク上のス可能 ●1端末あたり450円（本体価格）の低コスト（接続） ●業績表の企業名をクリックするだけで、URLを持つ

【料金】

アクセス可能端末台数	料金 (本体価格)	
300台まで	220,000円	(200,000円)
301~400台	291,500円	(265,000円)
401~500台	363,000円	(330,000円)
501~700台	506,000円	(460,000円)
701~1,000台	715,000円	(650,000円)
1,001~1,500台	990,000円	(900,000円)
1,501~2,000台	1,210,000円	(1,100,000円)
2,001~3,000台	1,650,000円	(1,500,000円)
3,001~4,000台	1,980,000円	(1,800,000円)
4,001台以上	2,200,000円	(2,000,000円)

※本データを閲覧することのできる端末（パソコン）の台数に応じて、料金を申し受けます。

※年2回リリース（3月、9月）。料金はリリースの都度申し受けます。

【仕様】

ファイル形式：メニュー画面…HTML
コンテンツ…PDF
ファイル容量：約7OMB
提供形態：CD-R（1枚）

【動作環境】

閲覧ソフト：Adobe Reader
(Acrobat Reader) 6 以上
Webブラウザ：Internet Explorer 11 以上

※記載の商品名は、各社の商標または登録商標です。
閲覧ソフト、Webブラウザはお客様にてご用意いただきます。

TDB業界動向2021-Ⅱ デジタル版(2021年3月刊) 購入申込書

「TDB業界動向デジタル版利用規約」および下記<確認事項>に同意のうえ申し込みます。

太枠内をご記入ください

お申込日 年 月 日

所在地	〒				
貴社名					
事業所名			部署名		
お申し込み ご担当者名	印	TEL	-	-	
		FAX	-	-	
E-mail					
締日 支払日	締日	お支払日			事業 内容
	ご請求は一括で 月末締となります	月	日	日	
		・翌月	・5日	・15日	・25日
		・翌々月	・10日	・20日	・末日
本社所在地 (上記と異なる場合)	都 道		市 区	代表者名 (社長名)	
		府 県	町 村		
※使用条件	接続端末台数 () 台			仕様	
				1. 通常版 2. 特別仕様 ()	
※申込金額 (税抜)	百万	千	円	お支払い予定日	年 月 日
				振込金融機関	銀行・信用金庫
※通信欄	商品の発送先が上記お申し込み窓口と異なる場合には、こちらに①お届け先住所、②氏名、③TELをご記入ください				

※は必ずご記入ください

<確認事項>

- 購読代金はすべて前納とし、払い込まれた代金は中途解約の場合も返還されません。
- 購読期間内に消費税率が改定された際には、購読期間に応じた消費税の差額分を別途請求させていただく場合があります。
- 貴社またはその従業員が、反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいう。以下同じ。)またはその関係者であることが判明したときは、弊社は本申込に基づく契約を即時に解除することができるものとします。

本申込書にご記入いただいた個人情報は、本人確認、料金請求、お問い合わせ対応、各種案内送付、およびその他サービス提供を行う目的のみに使用します。また上記利用目的の実施に必要な範囲内で、業務委託先に預託する場合があります。
個人情報の取り扱いについては、右記URLをご覧ください。 <https://www.tdb.co.jp/privacy/>

<以下 弊社使用欄>

受付番号	事業所	会員 コード	企業コード	セクション	成約登録日

(注意) 事業所ご担当者の方へ、デジタル版は仕様に基づく受注生産のため、成約登録後の申込書は産業データ分析課へFAX(03-5775-3169)をお願いします。

発刊毎月	2021年3月			申込 数量	部	新 継 復新 復
請求タイミング	0.	1. 締め	請求区分	2. 通常	3.	4.
担当事業所 部課	従業員コード 担当者名			所属長印		

TDB 業界動向デジタル版 利用規約

本規約は、株式会社帝国データバンク（以下「TDB」といいます。）が提供する「TDB 業界動向デジタル版」（以下「業界動向デジタル版」といいます。）の利用に関する基本事項について定めるものです。業界動向デジタル版の利用者（以下「ユーザ」といいます。）は、本規約の内容を理解し、これに従うことを承諾したものとみなされます。

（使用許諾）

第1条 TDB は、ユーザに業界動向デジタル版を第4条に定める方法に従って日本国内において非独占的に使用することを許諾し、ユーザはその対価を TDB に支払うものとします。

（個別契約）

- 第2条 業界動向デジタル版の提供条件、仕様、アクセス可能接続端末台数、媒体の種類、納入期限、対価の額、支払方法その他必要な事項は個別契約にて定めるものとします。
2. 個別契約はユーザが TDB に所定の様式による申込書を提出して申し込みを行い、TDB がこれを承諾することにより成立します。なお、申込書受領後 5 営業日以内に TDB が異議を申し出ない場合には、TDB が申し込みを承諾したものとみなします。
 3. 個別契約で本規約と異なる規定を定めた場合は、個別契約の定めが本規約に優先するものとします。

（知的財産権の留保）

第3条 ユーザは、業界動向デジタル版についての著作権、ノウハウ、その他一切の知的財産権が TDB に留保されていることを承認するものとします。

（使用の範囲等）

- 第4条 ユーザは、業界動向デジタル版を個別契約に定めるアクセス可能接続端末台数の範囲内で内部利用（ユーザが学校法人の場合、ユーザが運営する学校に所属する学生を含みます。）できるものとします。
2. ユーザは、業界動向デジタル版をユーザの内部利用を目的としてのみ編集、加工または複製することができます。但し、ユーザは、編集、加工または複製されたものについて、著作権その他一切の知的財産権および本規約に基づく TDB の権利が TDB に留保されていることを承認するものとします。
 3. ユーザは、業界動向デジタル版（ユーザにより編集、加工または複製されたものを含みます。以下、この項について同じ。）について、その全部であると一部であるとを問わず、次の行為をしてはなりません。
 - (1) 業界動向デジタル版をユーザ以外の第三者に開示または使用させること。ただし、著作権法第32条に定める引用についてはこの限りではありません。
 - (2) 業界動向デジタル版を複製し、複製した媒体をユーザ以外の者に譲渡すること、およびユーザ以外の者が利用できる場所にデータを格納（公衆送信および送信可能化を含む）して使用すること。
 - (3) 業界動向デジタル版をパソコンのローカルディスクに保存すること。
 - (4) 業界動向デジタル版を第三者の依頼に基づく業務を行うために使用すること。
 - (5) 業界動向デジタル版を公序良俗に反する目的のために使用すること。
 - (6) 業界動向デジタル版の媒体を第三者に譲渡またはその占有を第三者に移転すること。

（検査）

- 第5条 ユーザは、媒体を受け取った後 1 カ月以内に業界動向デジタル版の仕様の検査を行い、その結果を TDB に通知するものとします。但し、やむを得ない事情があると TDB が認めたときは、ユーザと TDB の合意により検査期間を延長することができるものとします。
2. 前項の検査期間内にユーザが TDB に対して書面により検査不合格の通知をしたときは、TDB は、直ちに無償で正しい仕様のもとと交換し、これをもって TDB の責任の限度とします。
 3. 次の各号の場合には、納入された業界動向デジタル版の仕様は検査に合格したものとみなします。
 - (1) ユーザが TDB に対して前項の検査不合格の通知をしなかったとき。
 - (2) 第1項の検査期間中に、ユーザが業界動向デジタル版を検査以外の目的に使用したとき。

（使用状況の検査）

第6条 TDB は、ユーザの業界動向デジタル版の使用状況について、必要に応じて検査を行うことができるものとします。

(TDB の免責等)

第7条 TDB は、業界動向デジタル版の正確性、完全性または特定の目的についての適合性について保証するものではなく、また、業界動向デジタル版の使用によりユーザ、または第三者に損害が生じたときも、対価の減額、損害賠償その他の一切の責任を負わないものとします。

(契約上の地位移転等の禁止)

第8条 ユーザは、本規約または個別契約上の地位またはこれらに基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、もしくは移転し、または第三者の権利の目的としてはなりません。

(契約の解除)

第9条 TDB は、ユーザに次の各号の事由が一つでも生じた場合には、ユーザに書面による通知をすることによって個別契約を解除し、全ての業界動向デジタル版の利用を終了させることができるものとします。なお、この場合ユーザは業界動向デジタル版の媒体の破壊およびデータ（編集、加工または複製されたものを含みます。）の削除をしなければなりません。

- (1) 支払いの停止または破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行または公租公課の滞納処分がなされたとき。
 - (4) 本規約または個別契約に定められた義務を履行しないとき。
 - (5) その他契約を継続し難い重要な事実が生じたと認められたとき。
2. 解除事由に該当したユーザは、TDB に対して負担するすべての金銭債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第10条 TDB は、ユーザが次の各号のいずれかに該当した場合は、ユーザの個別契約の申込の拒否、または何らの催告をなすことなく、利用契約個別契約を解除することができるものとします。なお、この場合ユーザは業界動向デジタル版のデータ（編集、加工または複製されたものを含みます。）を全て削除しなければなりません。

- (1) ユーザまたはその役員もしくは従業員が、反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいう。以下同じ。）であることが判明したとき。
 - (2) 反社会的勢力がユーザの経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - (3) ユーザが、自己もしくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力またはその威力を活用していることが判明したとき。
 - (4) ユーザが、反社会的勢力に対し資金等を供給し又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力しまたは関与していることが判明したとき。
2. 前項の規定に基づく解除によってユーザが損害を被ることがあっても、TDB はユーザに対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。
3. 第1項の規定に基づく解除により TDB が損害を被った場合、ユーザはかかる損害を賠償する責任を負うものとします。

(協議)

第11条 本規約に定めない事項または本規約の条項の解釈についての疑義または争いが発生した場合には、誠実に協議を行い、円満にその解決を図るものとします。

(合意管轄)

第12条 本規約から生ずる権利義務に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。